

看護師特定行為研修支援事業実施要領

(目的)

第1 看護師の特定行為に係る研修制度は、在宅医療の推進を図るために、医師又は歯科医師の判断を待たずに、手順書により一定の診療の補助ができる看護師を養成・確保することを目的としている。

国は2025年に向けて研修終了者を2桁万人養成することを想定しており、本県においても県民に安全で質の高い看護サービスを提供するため、特定行為研修を修了した看護師の計画的な養成を図ることを目的に、地域医療介護総合確保事業（医療分）補助金交付要綱（以下「補助要綱」という。）第12に基づき、本実施要領を定める。

(実施主体)

第2 本事業の実施主体は、次のとおりとする。

- (1) 指定研修機関が実施する看護師の特定行為研修に、所属する看護師を派遣し、その費用の全部又は一部を負担する宮城県内の医療機関等とする。
- (2) (1)でいう「医療機関等」とは、県内の病院及び診療所並びに訪問看護ステーションとする。ただし、補助を希望する医療機関等の地域、派遣する看護師の人数において過不足がある場合は、知事が選定した医療機関等とする。

(補助対象)

第3 補助要綱第2に定める補助対象経費、補助額及び補助限度額の詳細は以下のとおりとする。

(1) 補助対象経費

- イ 受講料（入学金、授業料、施設設備費、実験実習費及び入学時納付金（学生保険料を除く。）で、医療機関等が直接指定研修機関に支出又は、医療機関等が受講者に対し受講料相当額として支出するもの。）
- ロ 旅費（受講交通費及び滞在費等で、医療機関等が受講者に対し旅費として支出するもの。）

(2) 補助額

補助対象経費の2分の1以内の額で、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとし、受講者一人当たり700,000円を限度とする。

(3) 補助限度額

事業実施年度に成立した予算額を当該年度の補助限度額とする。

(その他)

第4 この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この実施要領は、平成29年4月12日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この実施要領は、平成30年11月5日から施行し、平成30年度に係る補助金に適用する。
- 2 この実施要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この実施要領は、令和4年5月31日から施行し、令和4年度から令和7年度予算に係る補助金に適用する。
- 2 この実施要領の施行日前に現に費用の一部の補助を受けている者の補助上限額については、当該補助時点での上限額を限度とする。